

大和市告示第83号

大和市風しん予防接種の任意接種費用助成要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市風しん予防接種の任意接種費用助成要綱の一部を改正する要綱

大和市風しん予防接種の任意接種費用助成要綱（令和5年大和市告示第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「夫」を「同居人等」に改める。

第2条第1項中「19歳」を「18歳」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 本市の住民基本台帳に記録されている者又は出入国管理及び難民認定法の規定により仮放免されて本市に居住している者であって、妊娠を希望し、又は妊娠している女性の同居人等（生活空間が同一である者その他当該女性との関係上任意接種の必要があると市長が認める者をいう。）

第2条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第5条第2項中「大和市成人風しん予防接種予診票（19歳以上）」を「大和市成人風しん予防接種予診票」に改める。

別表第3号様式の項中「大和市成人風しん予防接種予診票（19歳以上）」を「大和市成人風しん予防接種予診票」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の大和市風しん予防接種の任意接種費用助成要綱の規定は、施行日以後に同要綱第5条第1項の規定による申請（以下単に「申請」という。）を行う任意接種について適用し、施行日前に申請を行った任意接種については、なお従前の例による。